



Title	健康増進計画策定と推進を取り巻く現状と諸課題
Author(s)	黒川, 通典
Citation	大阪公衆衛生. 2008, 79, p. 10-12
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83436
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

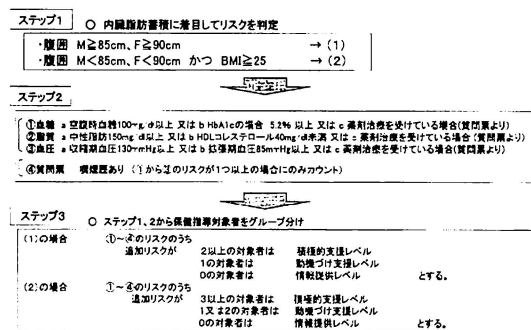
市町村の重要な役割です。先生方から紹介いただくには、患者さんが受診した後、タイムリーに指導ができるという受け皿が必要になります。通年で定期的に、指導の窓口が開かれているというような工夫も必要でしょう。また、運動については、市町村内の体育施設とも連携して、糖尿病の人に合った運動教室などが、体育館で開かれることも必要でしょう。

5. 今後の方向

1) 市町村内部の合意

まず、市町村がこの健診と指導をどのような枠

図1

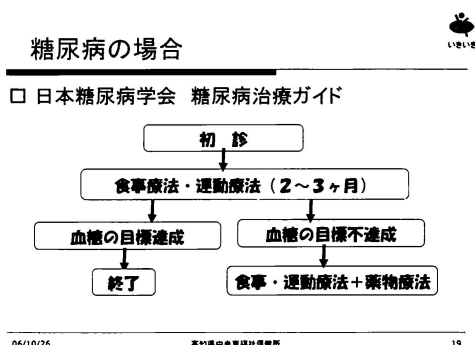


組みで行っていくのかを決める必要があります。市町村内部でも国民保険課と健康推進課の調整が必要です。

2) 医師会と市町村保健センターの検討に保健所も一緒に

市町村では、健診の検討の場が既に設けられていますが、これからの検討は、今までの健診の延長というより、住民の行動変容を目指した保健指導のための健診という新しい視点での検討が必要です。その検討の場に、是非保健所も参加をするべきです。

図2 糖尿病ガイドライン



特集 地域保健活動

「健康増進計画策定と推進を取り巻く現状と諸課題」

大阪府健康福祉部地域保健福祉室健康づくり感染症課 黒川 通典

健康増進法と健康増進計画

厚生労働省は、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環として平成14年3月に健康増進法案を国会に提出し成立させました。同法は、同年8月2日に公布、平成15年5月1日から施行され、これにより健康づくり運動である「健康日本21」が法制化されました。併せて、同法7条第1項では、厚生

労働大臣は国民の健康の増進の総合的な推進を図るための「基本的な方針」を定めることとされています。また、同法8条第1項ではこの「基本的な方針」を勘案した都道府県健康増進計画の策定が義務付けされています。このことから、平成13年策定の健康日本21の大阪府計画である「健康おおさか21」は、健康増進法に規定される都道府県健康増進計画に位置づけられることとなりました。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会が平成 17 年 9 月 15 日に「今後の生活習慣病対策の推進について」の中間とりまとめを行いました。それによると、生活習慣病対策を推進していく上での課題として、

- ・日常生活で意識されるには目標項目を絞り込むことが必要
 - ・ターゲットが必ずしも明確ではなく、具体的な施策プログラムも不十分
 - ・生活習慣病予備群の確実な抽出と保健指導の徹底が不十分
 - ・健診・保健指導の質の更なる向上が必要
 - ・関係者を総合調整する都道府県の役割が不十分
 - ・現状把握、施策評価のためのデータの整備が不十分
- 等々とした上で
- ・メタボリック・シンドロームの概念を導入した対策の推進
 - ・エビデンスに基づく施策展開と事業の実績評価の推進
 - ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの相乗効果
 - ・都道府県の役割強化と産業界も含めた関係者との連携促進

の必要性が示されました。

さらには、医療制度改革大綱(平成 17 年 12 月)において、治療重点の医療から、疾病の予防を重視した保険医療体系へと転換を図ることが示されたこと、医療制度改革関連法(平成 18 年 6 月公布)で平成 20 年度から施行される都道府県医療費適正化計画は都道府県健康増進計画、医療計画等と調和が保たれたものでなければならないこと、健康日本21中間評価報告書(平成 19 年 4 月)で健康日本21の各分野の代表的な目標項目を選定し、普及啓発に積極的に活用するとともに、都道府県健康増進計画において目標を設定し、具体的な施策を推進すること等を受けて、健康増進法に規定される「基本的な方針」が改正され(平成 19 年厚生労働省告示第 293 号)、平成 20 年 4 月 1 日から適用されることになりました。このことに伴い、都道府県健康増進計画である「大阪府健康増進計画」の平成 20 年 4 月に向けた改定作業が始まりました。

大阪府健康増進計画策定の現状

厚生労働省が示す、都道府県健康増進計画策定のための手引きともいえる「ガイドライン」では、次のように記されています。

1 都道府県健康増進計画の内容充実の基本的な方向性

- (1) 地域の実情を踏まえた具体的な目標値の設定
- (2) 関係者の役割分担・連携促進のための都道府県の総合調整機能の強化
- (3) 各主体の取組の進捗状況や目標の達成度の評価の徹底

2 都道府県健康増進計画改定の進め方

- (1) 都道府県健康増進計画改定の流れ
- (2) 目標項目の設定
- (3) 地域の実態の把握(各都道府県における調査の実施)
- (4) 地域の実情を踏まえた目標値の設定
- (5) 目標値を達成するために必要な取組の検討
- (6) 関係者の役割分担と連携促進に向けた協議
- (7) 実績の評価
- (8) 計画の見直し(次期計画の策定)

ここでは漠然とした表現ですが、実際のガイドラインでは目標値の設定方法等が詳細に示されており、大阪府では、平成17年度に実施された中間評価を踏まえて、新たにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目標に加える等、ガイドラインの手順に従って素案を作成するとともに、地域・職域連携推進協議会や学識経験者等から構成される大阪府健康増進計画改定検討会の議論を経て、「大阪府健康増進計画（案）」を作成しました。

健康日本21では、健康づくりは個々人の責務としながらも9分野70項目の数値目標を掲げており、目標が多すぎるとの批判もあったこと、さらには計画において数値目標を掲げたことは画期的ではあったものの、数値目標にとらわれすぎたのではないかという反省もこめて、今回の大阪府健康増進計画では「目標値を達成するための必要な取組の検討」つまり優先順位付けを行い、「重点的に取り組むべき課題」として絞り込みを行うとともに、目標値達成に向けた行動方針を整理しています。改定検討会では行動計画の取り扱いを重視する意見が多く聞かれ、個人的には「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予備群の推定数を5年後に10%削減する」などの数値目標は「これぞ行政計画」を演出するものの、実務者には実感が伴わない、従って「健康づくり計画策定の根幹は行動計画にある」という印象を受けました。

大阪府健康増進計画策定と推進の諸課題

「諸課題」とは、健康づくり感染症課の職員としては触れがたいテーマですので、個人的な感想としていくつかの気をついたことを述べます。

都道府県健康増進計画策定の手引書ともいえるガイドラインですが、「わかっちゃいるけど」的な印象を受けるところもあります。方向性として示されている「関係者の役割分担・連携促進のための都道府県の総合調整機能の強化」や「各主体の取組の進捗状況や目標の達成度の評価の徹底」については、まさに「関係性の再構築」が必要な部分であると感じます。

目標項目を重点化し、絞り込みを行ったことは、「わかりやすさ、つたえやすさ」の方向には貢献

したと思われますが、理念をすべて反映することができなかったように思います。たとえば、健康増進法の施行通知をみると、「健康増進」とは、積極的に健康状態を改善することにより、健康に生活することができる期間（健康寿命）を延伸させるとともに、生活の質の向上を図ることを指す用語であることから、法の名称を「健康増進法」としたものであること、と記されており、健康日本21でも生活の質の向上を提唱しています。いくつかの都道府県健康増進計画においては、「家族や仲間と楽しくからだを動かせる機会を提供する」、「楽しみや生きがいを持っている人を増やす」などQOLを意識した目標値を加えるところもあるのですが、今回の大阪府健康増進計画では記述されていません。

計画の推進に関してですが、ガイドラインでは、ポピュレーションアプローチの推進等の観点から、地域・職域連携推進協議会への地域住民の代表や産業界の関係者の参加を図ることも必要であるとされています。健康づくり運動の推進に住民参加は必須と思えるのですが、「都道府県」のレベルでは普段から地域住民との接点が希薄であり、いくつかの市町村健康増進計画で行われているような計画策定段階からの住民参加は困難です。大阪府健康増進計画の場合はボランティア団体代表の地域・職域連携推進協議会への参加、パブリックコメントで地域住民の声を反映しようと考えています。

また、計画では、関係者の役割として、各団体等が連携し、一丸となって取り組めば、個人の健康づくりを支援していくうえで効果的であることが示されています。

「気がつけば健康」そういう社会を作り出すため、たとえば損得勘定に敏感な大阪人のために「エスカレーターを使うことは損をすること」、からだの健康づくりのためだけではなく「QOL向上のために階段を使う」といったことを各団体や地域住民が親和性の高い関係性を保ちながら新たな価値観として生み出し、大阪の風土として根付かせる、そのために大阪府が総合調整機能を十分果たし……絵空事に終わらせたくないものです。